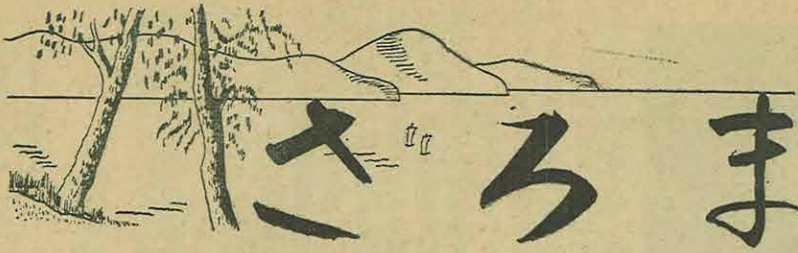


38. 5. 15 発行
 発行人 船木長一郎
 佐呂間町長
 編集人
 庶務課 庶務係
 印刷人
 佐呂間 印刷

世帯数 2,854
 人口 15,349
 男 7,688
 女 7,661

4月末日住民登録人口



交通事故をなくしましょう

春の交通安全運動に

かわいい園児も参加

「事故ゼロの願はひとつ五〇〇万」と道民あげて交通安全運動を実施してまいりましたが、五〇〇万道民の悲願にもかかわらず交通事故は昨年に比して減っておりません。事故の原因をしらべてみま

せん。事故の原因をしらべてみますと、いぜんとして除行しなかつた。わきみ運転をした、追越が不適当だつた。よつばらい運転をした。右折、左折のしかたが悪いな



(黄色の羽根を付けてもらっている園児たち)

どがあげられ、又踏切事故や無免許運転もあとをたちません。歩く人の側にも原因があります車のすぐ前を横切つたり、ななめ横断をしたり、酔つてふらつくなど、またこどものひとり歩きや、道路上での遊びも原因にあげられます。

これらの原因は、どれひとつとつてみても、ひとりひとりがちよつとの注意で防げるものばかりです。これからの季節は観光、花見などの行楽シーズンを迎え、交通事故がますますふえる時期となります。五月十一日より五月二十日まで春の交通安全運動が実施されます。町や警察、交通安全協会ではいろいろな行事を催し事故を防ぐ

計量器の定期検査

を受けましょう

明るい商取引や正確な証明などを行なつて計量上の不安がないようにするためには、まず計量器そのものが正確でなければなりません。どんな計量器でもはじめは正確であつても使用しているうちに、要部がまめつて精度がなくなつたり、構造が悪くなつたりして狂つて来ます。

けれどもこの計量も、はじめは指や手や足など私たちの体の大きさとくらべることからはじまりました。こういうのはかり方は今でも使われていますし、言葉の中にも使われています。例えば両手をひろげて一尋、二尋など。

それで計量器の正確と統一をはかり日常生活における計量の安全を守るため三年に一回計量器の定期検査を知事が行なうことになつております。

計量は人間だけがでるものではない。人間は火と道具と計量することによつて他の動物に秀れた文明をおこして来ました。

計量は人間だけがでるものではない。人間は火と道具と計量することによつて他の動物に秀れた文明をおこして来ました。

計量は人間だけがでるものではない。人間は火と道具と計量することによつて他の動物に秀れた文明をおこして来ました。

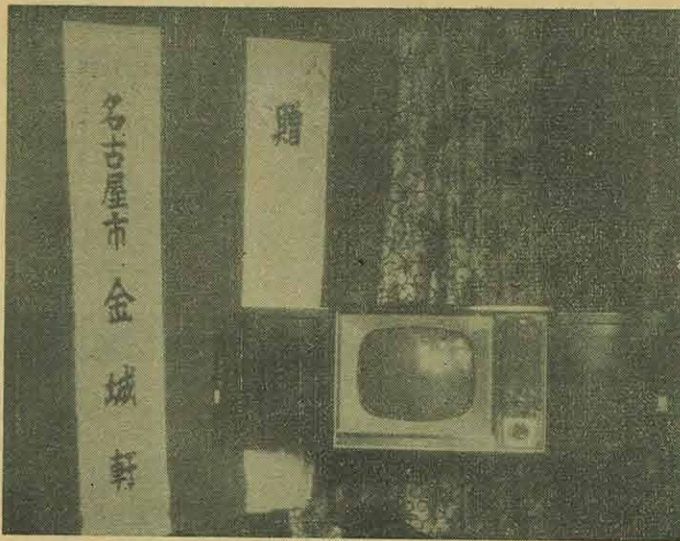
じやまになるようになり、日常の商売や買物にも非常に不便が感じられるようになりました。その頃フランスも又単位の混乱に悩んでおりましたが、ある外交官が世界各國で共通して使える新しい単位の制度を作らうと他の国々に呼びかけたのが今のメートル法の始まりでメートル条約が結ばれました。我が国も明治十八年にメートル条約に加入しました。それではどんなところがメートル法のよいところかといふと、1単位の基礎がしっかりとつていて2分り易い十進法。3単位の間の関係が簡単であること。4科学に必要な単位がすべてメートル法で組立てられていること。5世界中が使おうと約束した単位……等このように統一されたメートル法に一日も早くなれましょう。検査の対象となる計量器は各種商店あらゆる事業所、公務所、学校等が取引や証明のために所有している「長さ計」「体積計」「はかり」などです。検査の日時や場所については次の広報及びポスター、文書にてお知らせ致しますが計量器の検査は正しい計量が行なわれるために大事な検査ですから必ず受検して下さい。尚検査の前に係の者が事前調査にお伺い致しますから現在所有している計量器は全部御報告願います。計量器の検査その他について不明疑問等がありましたら町役場商工係にお問合せ下さい。

母校にテレビを贈る

就転善行青少年グループ

母校富武士校に、名古屋市中へ就職した卒業生からテレビと紅白の幕が贈られた。

この美談は昭和三十三年から三十七年に同校を卒業し名古屋市株式会社金城軒小中澤社長のもとに就職した兼平俊雄、石川功、石川勇、福田隆之、佐々木弘之、千葉力男、鈴木広子君たちから贈られたものです。同君等は都会の生活を通じ生活又は社会的施設を問わず科学化、近代化されているのに比し、自分達の母校は僻地校のため教材その他が充分とは云えないため後輩の学習に少しでも役に立ち又自分達を育ててくれた



(卒業生から贈られたテレビと紅白の幕)

愛すべき母校に対し何か記念になるものを贈ろうと計画し僅かな給料から貯金が始まった。たまたまこの美談を聞いた小中澤社長はすっかり感心し君達の善行行為は必ず後輩に通じ立派に成長することでしょう」と讃えんと共に不足額は社長が援助し写真の如く立派なテレビと紅白の幕が贈られたものである更に同君達は吹笛隊の楽器も贈るべく計画したとか、同校の生徒たちは先輩の志しに感激、テレビをかこみ大喜び、先生も視聴覚教育の一助にしたいと心から感謝している。

昭和三十三年年度の国民年金保険料の免除申請の受付はさきに各自自治会長、納税貯蓄組合長さんを通じておしらせしましたが、本年度は昨年の雨冷害による影響もあつて相当数の申請者があるものと予想されます。

この免除申請は七月中に役場へ提出していただかないと四月より免除を受けることができませんので必ず早目に提出して下さい。

免除申請の用紙は役場にありまから印鑑と年金手帳を持参して下さい。

免除になる基準は次のとおりです
二人世帯の場合三十七年度の純所得が
四人 " 一三三、五〇七円 "
五人 " 一五四、〇〇〇円 "
六人 " 一七〇、九二二円 "
七人 " 一八四、六五二円 "
八人 " 一九五、四三二円 "
くわしいことは役場住民係へ御問合せ下さい。

佐呂間町商工青年学級開設のお知らせ

佐呂間町商工会は本年度の事業活動の一端として、教育委員会と共催で佐呂間町所在の事業所に働く勤労青年を対象として「佐呂間商工青年学級」を開設することになりました。
商工青年学級の目的は良き従業員となるためお互いに研さんしあ

うところでは、青年学級は毎月二回一定の時間それぞれの学習に就いた講師により勉強をしたり、グループ活動をしてゆきます。

現在のところ他の町村においてはこれらの青年学級活動を行なっているところは例がなくこれからの活動に注目と期待がよせられており、目的を達成するためには、参加される勤労青年のかたがたは勿論ですが事業主の御理解が一番必要です。特段の御配慮をお願い申し上げます。

青年学級は四月から開設するべく準備しておりましたが遅れまして来る五月二十六日(第四日曜日)から開設することになりましたので御参加下さるよう希望します。

予防接種は必らず受けて下さい

五月からの予防接種は次のとおりです

伝染病を予防するには三つの原則があります。第一は病気をひきおこすばい菌をなくすること、第二は環境衛生を徹底してばい菌がとびまわるみちすじを断つこと、第三が予防接種をうけて伝染病を予防する重要な方法です。

すむというのが予防接種のねらいです。

中でも種痘、ジフテリア、百日咳、小児マヒなど予防接種法という法律で定めた時期に受ける義務が課せられています。

親としても無力なことものの肉体に伝染病と戦う力をつけておいてやる義務があります。

町ではつぎのとおり予防接種を実施しますので該当される子供さんには必ず予防接種を受けさせて下さい。

一、ジフテリア百日咳実施日程

・浜佐呂間診療所
第一回五月二十一日
第二回六月十一日
第三回七月二日

・若佐診療所
第一回五月二十二日
第二回六月十二日
第三回七月三日

・佐呂間厚生病院
第一回五月二十三日
第二回六月十三日
第三回七月四日

(1) 該当者は生後三ヶ月以上六ヶ月までの者で今までに一回も予防接種を受けていない者
(2) 昨年春に三回予防接種を受けた人は追加を一回受けて下さい。
尚追加接種は三回のうちいづれの日でもよいです。

(3) 予防接種料金は一回四〇円です
二、種痘予防接種実施日程
・浜佐呂間診療所
接種 五月二十八日
検診 六月四日
・若佐診療所
接種 五月二十九日
検診 六月五日

・佐呂間厚生病院
接種 五月二十九日
検診 六月五日

接種 五月三十日
検診 六月六日
(1) 接種料金は一人二十円です。
(2) 該当者は生後二ヶ月以上十二ヶ月までの者でまだ受けていない者。

ジフテリア、百日咳の予防接種は乳幼児の場合は必ず三回受けて下さい。三回受けなければ免疫になりませんので効果がありません。

税の相談室

毎月五日十五日二十五日に税務署で行います

税務署といえ、なにか敷居が高くて出かけにくいと言われてきましたが、今度あらたに「税の相談室」を設けて納税者の皆様が気軽に税務相談が出来ような設備をして大いに利用していただくこととしました。これにより北見税務署では、毎週土曜日に行つていました相談日を廃止して、五日の日、すなわち五日、十五日、二十五日に「相談日」を設けます。ただし五日の日が日曜日や祭日の場合は翌日にします。

税の相談日には、税務署内に税の相談室を設けて係長以上の幹部が相談を受けることとなりますが気軽にお願いするよう事務室に入らずに、受付がまつすぐ相談室へ御案内します。

管轄が別であつてもよろしいし、住所氏名なども強いてお聞きしないこととしております。
「税金の病院」として大いに利用して下さい。

北海道知事選挙、北海道議会

議員選挙投票結果

佐呂間町選挙管理委員会

去る四月十七日に執行されました北海道知事選挙、北海道議会議員選挙の折には重ね／＼にも棄権者のないよう町広報或いは有線放送によつてお願い致しましたところでありましたが、投票日は雨天又御多忙にもかかわらず、有権者皆様の熱意ある御協力を戴きまして無事に好成績を挙げましたことを厚く御礼申し上げます。

佐呂間町に於ける今回の北海道知事選挙、北海道議会議員選挙の投票率は八六、六一パーセントで三十四年に執行された北海道知事選挙、北海道議会議員選挙に比較してみまると三、三パーセントの向上率を挙げています。

管内全般的町村投票率に比較しても良好な結果で管内二十三ヶ町村のうち第八位となりました。

今後は私達有権者が選んだ人達が住民の代表として公約を果たすべく希望する次第であります

投票所別	区分	部 落 名	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率
第1	投票区	佐呂間市街西富東	2,015	2,814	201	90.02
" 2	"	知 仁 来倉	449	405	44	90.20
" 3	"	仁 佐 呂 間	450	379	71	84.22
" 4	"	浜 幌 浪	653	534	119	81.78
" 5	"	武 士(浜) 速	201	162	39	80.60
" 6	"	富 武 里	81	75	6	92.59
" 7	"	富 武 里	186	167	19	89.78
" 8	"	富 武 里	231	181	50	78.35
" 9	"	若 若	242	204	38	84.30
" 10	"	北	304	264	40	86.84
" 11	"	朝 富 武	261	211	50	80.84
" 12	"	朝 富 武	130	117	13	90.00
" 13	"	若 若	164	151	13	92.07
" 14	"	若 若	247	204	43	82.59
" 15	"	若 若	877	749	128	85.40
" 16	"	若 若	289	246	43	85.12
" 17	"	若 若	130	123	7	94.62
" 18	"	若 若	462	399	63	86.36
" 19	"	若 若	288	249	39	86.46
計			7,660	6,634	1,026	86.61

木を植えよう

緑の春がやってきました。

五月二十四日は「北海道緑の日」です。この日は昭和三十六年天皇皇后両陛下を北海道にお迎えして支笏湖畔で行われた植樹行事と国土緑化大会を長く記念するために定められた日です。

「山を緑に」というスローガンで国民運動がはじめられてからも十四年目を迎えることになりました。この間戦後の森林の危機は

農業生産法人について

木を植えよう

農業生産法人制度は、今後農業生産性の向上と農業所得を増大させるためには今までの家族農業経営の育成だけでは不十分であるとの観点から農業従事者が農地についての権利又は労力を持ちよつて協同して農業経営を営む場合これを助長するため創設されたものであります。

この農業生産法人制度を簡略すると次の通りです。

一、農業生産法人

農業生産法人とは農地法で権利取得を認める法人を云い、この農業生産法人となりうることのできるものは農事組合法人、合名会社、合資会社、有限会社、四法人であり、尚かつ次の六つの要件のすべてを充たしていなければなりません。

全道民の協力のおかげでようやく脱したように見えますが、最近の経済の発展によつて木材の供給量をいつそうふやすことが強く要請され、今後の健全な発展を助長して行くためにも従来にもましてつばな森林の造成に力を注がなければならなくなりました。

森林を所有している林家はもちろん、とくに農漁家にとつては、自分の持ち山や休閑地に計画的な植林をすすめることは、財産の造成ばかりでなく農漁家の経営の安定と合理化を同時にすすめることになりま。

緑といえはすぐ山を想像します

1 事業要件

その法人の事業が農業（これとあわせ行う林業等を含む）及び附帯事業に限られること。

2 構成要件

その法人の構成員はすべてその法人に農地等を提供（出資、売渡、貸付等）した個人（土地提供者）又はその法人の事業に常時従事する個人（労働提供者）であること。

3 経営面積要件

その法人の経営面積のうち構成員以外の者から借受け小作地等の面積が二分の一未満であること。

4 議決権要件

その法人の構成員のうち常時従事者たる構成員がその法人の議決権の過半数を保有すること。

5 労働力要件

その法人の事業を行なうのに必要な労働力のうち、その構成員以外の者に

もちろん山は緑一色でおおわれていなければなりません。町も山と同じく緑が必要。緑のない町は人間生活に適しないところといつてよく、そのようなところに住んでいる人々の心はだんだんずさんでいくことになりましよう。

この記念日を意義あるよう植樹行事にあたつて天皇陛下からいただいた御製

ひとびとあかえぞ松の

なえうえて

みどりのもりになれと

いのりつ

をいま一度心にきざみ、それぞれの環境に応じて、山林はもろろん

依存する部分が二分の一をこえないこと。

6 利益配当要件 その法人の利益配当の方法について定款で定められていること。

二、農業生産法人の農地等の権利取得の特例

農業生産法人が農地等の権利取得については特に次の様な定めがあります。

1 取得できる権利

農業生産法人が取得できる権利は(1)所有権 (2)地上権 (3)永小作権 (4)使用貸借による権利及び賃借権に限られています。

2 小作地等の所有権取得の特例

農業生産法人も借入小作地の所有権を取得できます。

3 農地等の面積制限の適用除外

農業生産法人の権利取得については最高、最低の面積制限がありません。

町内、職場、家庭などを緑でおい、美しい緑豊かな平和なまちの建設に参加して下さい。

浜佐呂間自治会の

町内名が変りました

浜佐呂間の自治会では町内名を四月一日から次のように変更しました。

才一部落が 日の出町に
才二部落が 仲 町に
才三部落が 川口 町に
漁業部落が 汐見 町に
西 部落が 西 町に
南 部落が 南 町に

4 国有農地等の買受

農業生産法人も自作農と同様に国有農地の買受することができま。

三、農業生産法人の常時従事者たる構成員に関する特例

その者が農業生産法人の構成員であり、かつ農業生産法人の事業に常時従事する場合は次の様な特例が認められています。

1 創設地貸付制限の特例

その所有する創設地をその法人に貸付することができま。

2 借受小作地等の転貸

その借受小作地をその法人に転貸することができま。

3 小作地等の所有制限の特例

その法人に貸付する土地についてはこの貸付地と他の貸付地との面積の合計が制限面積をこえても所有することができま。

農薬の取扱いに御注意

新しい農薬がいろいろ市販されていますが、この取扱いが不備なために事故をおこす例が少なくありません。

次のことに注意して事故がないようにしましょう。

△レッテルをよく読む
ビンや袋のレッテルに書いてある使用法にしたがってください。とくに注意事項には十分気をつけることです。

△レッテルのある容器に保存する
とくに毒物や劇物はレッテルのない容器にいれないこと。

またビンはふたをしつかりして袋は口をしつかりしめておくこと。

△顔、手足をよく洗い、作業衣をかえること。

散布中はマスクが皮膚や目、口にはいらないようにし、散布後は顔や手足を石けん液でよく洗い、作業衣は着替えます。使った器具も洗ったり手入をしておくことです。

△保存場所に注意
子供たちや犬、ねこ、家畜または他人が自由に出入りするところに置かぬこと、食物や医薬の近くにおいてはいけません。とくに毒物や特定毒物は錠のかゝるところに保存しましょう。

△カラの容器は早くしまつする。
特定毒物のビンは穴を掘つて埋め袋は埋めるか、焼きすて下さい。

一般のものはあきビン、あきカン、は内外をよく洗つて下さい。

袋はほかに使わないようにしまつすることがかんじんです。

以上のことをよく注意して農薬による事故をださないよう心がけましょう。

これから

多い食中毒

これから多い食中毒は、弁当や折詰料理が原因になっております。弁当や折詰料理で食中毒になるのは、

- ・材料の選び方が悪いこと
- ・調理方法が悪いこと
- ・料理された食品の取扱が悪いこと

の三つの点を挙げる事ができます。したがって次の事項を守つていただければ、食中毒を防ぐことが出来ます。

- (1) 原料は新鮮なものを選ぶこと
- (2) ハム、ソーセージ、罐詰のようには封を切るといたみやすいものとか、玉子サラダのようにいた

みの早いものはなるべくさけること。

(1) 調理の方法としては

(2) ふきん、マナタなど調理に使われる器具類は十分に洗浄してから使うこと。

(3) 原材料の魚野菜類は洗浄できるものは十分に洗うこと。

(4) 調理するときの味付けはなるべく濃い目にする。

(5) 調理した食品は、必ず低温に保存し、はえやねずみ、ごみなどがついたり、かかたりしないように保管すること

オの調理された食品の取扱いは、

(1) 折詰用の折箱は料理をつめる前に十分洗浄し、できれば消毒をする。

(2) 食品を詰めるときは、暖かいものを入れないで、冷した後詰めること。

(3) 食品を詰めたものは、日の当るような暖かいところに置かないこと。

(4) 食べ残りは持ち帰つて食べないこと。

以上のほか、暴飲、暴食をさける

ことはもちろん、あまりホコリの立つところで食することなどをさけることも大切なことです。

公民館からの

おしらせ

公民館事業の一つとして五月より毎月オ三土曜日にレコードコンサートを開きます。多数御出席下さい。

一、とき 毎月オ三土曜日午後六時三十分より

二、ところ 佐呂間公民館図書室

三、その他 入場その他制限ありません、どなたでも気軽においで下さい

四、曲目

◎五月オ三土曜日(十八日)

古典の部

中心曲 ロンヤ管弦楽の夕べ

曲目・交響組曲シエラザード

・イゴール公よりグツタン

人の踊りと合唱

・交響詩中央アジアの高原にて

ボビユラーの部

中心曲 コンチネンタルタンゴ

曲目・夜のタンゴ

・これがシンフォニック

タンゴだ

◎六月オ三土曜日(十五日)

古典の部

中心曲 マーチアルバム

曲目・世界名行進曲集

・日本のマーチ

・行進曲王スーザ

ボビユラーの部

中心曲 映画音楽

曲目・スクリーンムードインス

テレオ

・駅馬車からバツファロー

大隊まで

小さな暴力も

見逃がさず

最近の新聞記事には、電車やバスの中で酒に酔つてまわりの人にいやがらせをしたなどの小さな事件がのつています。ひとりの平和な生活をおびやかすこのような「迷惑なおこない」には、わたくし

たちは昔から犯罪にまでならない場合、えてして「小さなことだから」「酒のうへのことだから」と

最近の新聞記事には、電車やバスの中で酒に酔つてまわりの人にいやがらせをしたなどの小さな事件がのつています。ひとりの平和な生活をおびやかすこのような「迷惑なおこない」には、わたくし

たちは昔から犯罪にまでならない場合、えてして「小さなことだから」「酒のうへのことだから」と

最近の新聞記事には、電車やバスの中で酒に酔つてまわりの人にいやがらせをしたなどの小さな事件がのつています。ひとりの平和な生活をおびやかすこのような「迷惑なおこない」には、わたくし

たちは昔から犯罪にまでならない場合、えてして「小さなことだから」「酒のうへのことだから」と

最近の新聞記事には、電車やバスの中で酒に酔つてまわりの人にいやがらせをしたなどの小さな事件がのつています。ひとりの平和な生活をおびやかすこのような「迷惑なおこない」には、わたくし

たちは昔から犯罪にまでならない場合、えてして「小さなことだから」「酒のうへのことだから」と

最近の新聞記事には、電車やバスの中で酒に酔つてまわりの人にいやがらせをしたなどの小さな事件がのつています。ひとりの平和な生活をおびやかすこのような「迷惑なおこない」には、わたくし

たちは昔から犯罪にまでならない場合、えてして「小さなことだから」「酒のうへのことだから」と

最近の新聞記事には、電車やバスの中で酒に酔つてまわりの人にいやがらせをしたなどの小さな事件がのつています。ひとりの平和な生活をおびやかすこのような「迷惑なおこない」には、わたくし

たちは昔から犯罪にまでならない場合、えてして「小さなことだから」「酒のうへのことだから」と

危険物取扱者
主任試験

願書受付 5月30日まで

詳細は役場民生課へ



莫大に見すごす誤つた考えをもつていました。

しかし、小さなことでも放つておくと、やがては大きな暴力となつて社会をおびやかすものにもなるのです。

正しい平和な社会をきずくためにも、ひとりひとりが「迷惑をかける迷惑をうけない」ということを目標に、わたくしたちのまわりから、ひとに迷惑をかける「小さな暴力」を絶対見のがすことなくお互が協力して断固とした勇気を出してばくめつしましょう。

「窓ロメモ」

役場住民係

転入、転居、出生などの届出は期日を守つて届出ましょう。

◆転入又は転居の届出は転入転居の場合は住所を定めてから十四日以内に住民登録の手續きをして下さい。住民登録は主食の配給、いろいろな証明の交付、印かん登録などの基礎となります。

◆出生の届出は出生したその市町村で十四日以内に届出ましょう。

◆死亡、死産の場合は死亡したその市町村で七日以内に届出下さい。

◆転入、転居、出生などの届出は期日を守つて届出ましょう。

◆転入又は転居の届出は転入転居の場合は住所を定めてから十四日以内に住民登録の手續きをして下さい。住民登録は主食の配給、いろいろな証明の交付、印かん登録などの基礎となります。

◆出生の届出は出生したその市町村で十四日以内に届出ましょう。

◆死亡、死産の場合は死亡したその市町村で七日以内に届出下さい。

◆転入、転居、出生などの届出は期日を守つて届出ましょう。

◆転入又は転居の届出は転入転居の場合は住所を定めてから十四日以内に住民登録の手續きをして下さい。住民登録は主食の配給、いろいろな証明の交付、印かん登録などの基礎となります。

◆出生の届出は出生したその市町村で十四日以内に届出ましょう。

◆死亡、死産の場合は死亡したその市町村で七日以内に届出下さい。

◆転入、転居、出生などの届出は期日を守つて届出ましょう。

◆転入又は転居の届出は転入転居の場合は住所を定めてから十四日以内に住民登録の手續きをして下さい。住民登録は主食の配給、いろいろな証明の交付、印かん登録などの基礎となります。

◆出生の届出は出生したその市町村で十四日以内に届出ましょう。

◆死亡、死産の場合は死亡したその市町村で七日以内に届出下さい。

◆転入、転居、出生などの届出は期日を守つて届出ましょう。

◆転入又は転居の届出は転入転居の場合は住所を定めてから十四日以内に住民登録の手續きをして下さい。住民登録は主食の配給、いろいろな証明の交付、印かん登録などの基礎となります。

「広報「さろま」は、町政のいろいろなことと知つていただくため、毎月一回発行し、自治会長を通して金世帯に配付しております。みなさん、建設的な御意見や質問は庶務課庶務におよせ下さい。